

2017年12月19日

中野区教育委員会御中

中野子どもと教育を守る区民の会
中野

中野区教育行政区民参加条例に基づく 教育委員と区民の定期的な対話を求める陳情

〈陳情要旨〉

「中野区教育行政における区民参加に関する条例」に基づいて、その具体的実施方法として、教育委員と区民との定期的な対話を実施してください。

〈理由〉

私たちは、中野区基本構想、新しい中野をつくる10か年計画の意見交換会や数回にわたる区民と区長の対話集会に参加して、教育関係（含、U18問題・地域図書館問題）の計画について意見交換を行ってきました。しかし、これらのほとんどは、教育委員会の管轄事項であり、本来、教育長はじめ教育委員の方々と意見交換すべき問題です。

この間、いじめ、不登校、子どもの貧困など、教育問題は後を絶ちません。また、教育制度や教育課程に係わる問題など、区民の代表である教育委員会で熟議されるであろうテーマ・問題が多くあります。区民はこれらに大いに関心を寄せており、教育委員の方々と意見を交換したいとの要望が寄せられています。さらに、今後「10か年計画」の進行にしたいが、チェック段階では区民の評価を直接反映させることが必要になります。

中野区では平成9年「教育行政区民参加条例」が制定され、その前文には「（条例は）中野区の区民と行政とが共通認識としてもつ教育行政への区民参加の重要性並びに教育行政における区民参加の原則を、法令の形式で確認したものである」としています。それを踏まえて条例第3条では「区民参加の仕組みは（中略）審議会、協議会等の設置、公聴会、対話集会等の開催、意向調査の実施その他の適切な形態及び方法によるものとする」とあります。

私たちは、この条例に基づき、教育委員と区民の定期的な対話を要望します。現在の地域での教育委員会の区民の意見発表はテーマが限定されており、回数も不十分です。毎月末の教育委員会での傍聴者発言がなくなった今、区民との対話、意見交換は中野区の教育に資するところ大なるものがあると考えます。

陳情に賛同します。

氏名	住所
賛同者	328筆



教育行政区民参加条例

○条例制定の経緯

中野区は、平成9（1997）年3月26日、『中野区教育行政における区民参加に関する条例』を制定した。この条例は、「教育委員候補者選び区民投票（いわゆる準公選）」の廃止を契機に、区長が諮問した専門委員報告で提言された教育行政区民参加原則条例の構想を受けて、教育委員会を中心として検討し、制定したものである。これは、区の基本構想や教育に関する区民の自主的な取り組みの歴史を踏まえ、中野区の区民と行政とが共通認識としてもつ教育行政への区民参加の重要性並びに教育行政における区民参加の原則を、法令の形式で確認したものである。具体的な制度などは直接定めていないが、教育行政のあり方、特に区民と行政との関係を方向づけ、教育行政への区民参加を進める法的土台となる区の基本条例である。今後、区民参加の仕組みの見直しや新たな工夫など、条例の精神を現実のものとしていくことが要請されている。

○条例全文

中野区教育行政における区民参加に関する条例

（平成9年3月26日条例第17号）

（目的）

第1条 この条例は、中野区の教育の分野における区民の主体的な取組を踏まえ、区民の意思が教育行政に適切に反映されるべきであるとの認識に基づいて、教育行政を推進するに当たっての区民参加の原則を確認し、もってより良い教育の実現を図ることを目的とする。

（区民参加の原則）

第2条 教育行政における区民参加（以下単に「区民参加」という。）は、次の原則に従い行われるものとする。

- 一 区民参加は、教育に関する問題について区民の意見を総合し、地域の意思の形成をめざして行われるものであること。
- 二 区民参加は、年齢、国籍等にかかわらず、すべての区民にその機会が保障されるものであること。
- 三 区民参加は、具体的な仕組み及び手続きにより保障されるものであること。
- 四 区民参加は、教育の政治的中立を尊重して行われるものであること。

（区民参加の仕組み）

第3条 区民参加の仕組みは、教育に関する施策又は事業の内容、性質、重要性等に応じ、審議会、協議会等の設置、公聴会、対話集会等の開催、意向調査の実施その他の適切な形態及び方法によるものとする。

（区民参加における配慮事項）

第4条 区民参加においては、権利の主体としての子どもの参加と意見表明の機会が保障されるよう配慮されなければならない。

2 区民参加においては、区民が区の機関に対し、直接かつ個別に意見、苦情等を申し出ることができるよう配慮されなければならない。

3 前項の意見、苦情等については、区の機関において公平かつ責任ある方法で処理されるものとし、当該意見、苦情等を申し出た区民は、そのことを理由としていかなる差別的取扱いも受けないものとする。

（区民の役割）

第5条 区民は、家庭及び地域における教育の機能を高め、教育環境を向上させるよう努めるものとする。

（区の機関の責務）

第6条 区の機関は、相互に連携し、区民参加の成果を主体的に実現するよう努めなければならない。

2 区の機関は、区民参加を促進するため、区民の自主的な活動を支援するとともに、区の機関が保有する情報を積極的に区民に提供し、その意思決定の過程についても公開するよう努めなければならない。

3 区の機関は、職員が区民参加の意義を理解し、これを尊重するよう研修その他の必要な措置を講じなければならない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

222